

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 12 月 27 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	廃棄物処理施設におけるインバーター制御の導入及びポンプの更新によるCO ₂ 削減
排出削減事業者名	番の州エコサービス株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者：有限会社 いわきエスコ)
事業実施場所	番の州エコサービス株式会社 (香川県坂出市番の州町 7 番地 1)
事業の概要	廃棄物処理施設において、焼却炉へ空気を供給する押込送風機のインバーター制御化、燃焼ガス噴射水ポンプの高効率設備への更新という複数の方法論によりエネルギー消費量を低減し、CO ₂ 排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	<限界電源係数採用> 2012 年度 25tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 25tCO ₂) <全電源係数採用> 2012 年度 19tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 19tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 11 月 30 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入 方法論番号 025 ポンプ・ファン類の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所： 番の州エコサービス株式会社 (香川県坂出市番の州町7番地1) 事業実施サイトの視察日付：2012年11月27日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO ₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 本事業は、既存押込送風機へのインバーター制御装置の導入と既存噴射水ポンプの更新である。既存の押込送風機と噴射水ポンプについては、事業者への質問、固定資産台帳等の関連資料の閲覧により、継続使用可能であることを確認した。 3) 投資回収年数 本事業の投資回収年数計算については、入手した根拠資料、質問および検算により、純投資額をもとに算出した結果、3.2年であることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認した。 4) 本事業者は、廃棄物処理事業を営んでおり、事業上、省資源化、省エネ化、リサイクルなど環境に配慮した対策に積極的に取り組んできた。今回の設備導入・更新によりエネルギー使用量の削減、CO ₂ 排出量の削減が可能となることを考慮し、また国内クレジット制度についてコンサルタントの提案があり、CSR効果も見込めることを認識して、本事業を実施する意思決定に至ったことを

	事業者への質問により確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問により、事業者は香川県産業廃棄物協会に加盟しているが、当該事業者が自主行動計画に参加していない旨の証明書を協会から入手し、制度事務局に提出済みであることを確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 005 と 025 の 2 方法論に基づき排出削減量を計算しており、各々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認した。</p> <p>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】 適用条件 1 については、既存の押込送風機図面の確認やインバーター制御導入後の押込送風機、制御機器の視察、外形図、単線接続図の確認等により、インバーター制御機器を導入していることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、設備の年間稼働時間を把握できることを焼却炉届出書、運転日誌、関係者への質問により確認した。</p> <p>【方法論番号 025 ポンプ・ファン類の更新】 適用条件 1 については、既存及び更新後のポンプの性能曲線図面の確認、機器の視察等により高効率のポンプを導入したことを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、設備導入時期、法定耐用年数、関係者への質問により、既存ポンプ設備が継続して使用可能であることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、効率計算書によりエネルギー消費効率を使用していることを確認し、エネルギー消費原単位を使用していないため、対象外であることを確認した。</p> <p>2) 既存設備の使用年数は、送風機、ポンプの法定耐用年数の 17 年を超えていないことを、質問および関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上